

令和6年6月5日（水）

【照会先】

岡山労働局 職業安定部 職業対策課
課長 大崎 雅也
課長 補佐 平松 京子
地方障害者雇用担当官 松本 康美
(代表電話) 086(801)5108 (内線451)

「障害者雇用に関する優良な中小事業主」を認定しました
～ もにす認定 オーニック株式会社 ～

岡山労働局(局長 ^{もりざね くみこ} 森實 久美子)は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(以下、「もにす認定制度」)で県内第6号の認定を行いました。

認定通知書の交付式は、以下のとおり行います。

「もにす認定制度」とは、障害者の雇用の促進および雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本金融政策公庫の低利融資対象となるなどのメリットがあります。認定を御希望される事業主の方は、必要書類を主たる事業所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



認定マーク「もにす」

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

【認定通知書交付式】

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 日 時 | 令和6年6月17日（月） 午後2時半から |
| 2 | 場 所 | 岡山県岡山市北区野田1-1-20
岡山公共職業安定所 2階 所長室 |
| 3 | 認定事業主 | オーニック株式会社 代表取締役 難波 健
岡山県加賀郡吉備中央町竹部1973 |
| 4 | そ の 他 | 交付式の撮影や個別取材は可能です。 |



業 種：その他のはん用機械・同部分品製造
 会社概要：精密加工技術をベースに機械製品並びに
 各種金型等の受託加工及びLEDの製造販売
 代表者：代表取締役 難波 健
 所在地：岡山県加賀郡吉備中央町竹部1973
 設 立：1988年1月30日
 ホームページ：http://onik.jp/



法人のPR情報

岡山県の吉備高原に位置する当社は、昭和63年の創業以来35年以上にわたり障がい者雇用を継続し、多様な人材が活躍できる職場環境を育んでいます。精密金属加工を得意とする「ものづくり企業」として、コア技術である放電加工の高い技術で国内外から厚い信頼を獲得。環境負荷低減や地域貢献などSDGs達成にも積極的に取り組み、地域とともに持続可能な社会の実現を目指しています。

法人からのメッセージ

私たちは、障がいの有無や年齢、性別に関係なく、誰もが能力を発揮し、共に成長できる社会を目指しています。グループ会社では、A型・B型事業所、グループホームを運営し、一人ひとりの状況の変化に合わせた柔軟な働き方を支援しています。同じグループ内で働くことで、障がいの状況が変わっても、これまで培ってきたスキルや経験を行かせることが大きなメリットです。社員は、技術者として、指導者として、同じ障がいを持つ仲間の相談相手として、そして一人の人間として成長できる環境で働くことができます。私たちは、社員一人ひとりの成長をサポートし、ともに未来を切り拓いていきます。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

数的側面

雇用状況	実雇用率	66.7%
定着状況	過去3年間に雇い入れた障害者の 雇入6か月経過時点の定着率	100%
	障害者の平均勤続年数	約12年

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

質的側面

キャリア形成 役職者に登用されている障害者が在籍しています。

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

組織面

社長自らが障害者雇用の方針や理解促進について、全従業員に対して発信しています。

環境づくり

職務環境

【障害特性に配慮した作業設備等の整備】

- ・車椅子での往来を想定して通路を広く取り、引き戸、手すり、衝突事故防止の為にカーブミラーを設置しています。
- ・車椅子での消火器運搬ができるようキャスター付格納ボックスを作成、設置しています。
- ・多目的トイレを複数設置しています。
- ・駐車スペースは、車椅子の昇降に配慮して広めに設計されており、駐車場から入口まで雨除けポートを設置しています。

募集・採用

就労継続支援事業所から実習生を受け入れています。実習中は、製造現場担当者が職務指導や相談支援を実施しています。

他企業からの障害者雇用に関する見学を受け入れ、自社の取り組みについて説明を行っています。

その他の雇用管理

障害特性に配慮して、通勤手当を支給する制度があり、支給実績があります。